

別表（第3条関係）

災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議委員（平成29年7月）

【県域団体】

氏名	所属	職名
※ 三好 宏明	生活協同組合コープこうべ	地域活動推進部 担当係長
中野 則子	公益社団法人兵庫県看護協会	会長
逢坂 嘉弘	日本赤十字社兵庫県支部	事業部長
津田 佳久	兵庫県商工会議所連合会(神戸商工会議所)	理事・事務局長
神戸中 鉄水	兵庫県商工会連合会	事務局長
川原崎 実	兵庫県経営者協会	総務担当部長
※ 辰巳 信彦	日本労働組合総連合会兵庫県連合会	副事務局長
※ 松本 賢二	公益社団法人日本青年会議所近畿地区 兵庫ブロック協議会	副会長
後藤 富枝	兵庫県ボランティア協会	理事・事務局長
中水 かおる	大学コンソーシアムひょうご神戸	副事務局長
富田 哲浩	兵庫県立学校長協会	会長
田中 浩太郎	兵庫県生活協同組合連合会	専務理事
田中 操	ライオンズクラブ国際協会 335-A地区	地区アラート委員長
三幡 和美	ライオンズクラブ国際協会 335-D地区	地区アラート委員長

【中間支援NPO等】

	地域・氏名	所属	職名
神戸	飛田 敦子	認定特定非営利活動法人 コミュニティ・サポートセンター神戸	事務局長
	実吉 威	認定特定非営利活動法人 市民活動センター神戸	理事・事務局長
	小嶋 新	特定非営利活動法人 しゃらく	部長
阪神南	川西 真由美	特定非営利活動法人 シンフォニー	
	東 朋子	特定非営利活動法人 コミュニティ事業支援ネット	理事長
	※ 奈良 雅美	特定非営利活動法人 あしやNPOセンター	
阪神北	中山 光子	認定特定非営利活動法人 宝塚NPOセンター	事務局長
	三井ハルコ	特定非営利活動法人 市民事務局かわにし	理事長
	紙徳 真理子	NPO会計支援センター	
東播磨 北播磨	柏木 登起	特定非営利活動法人 シミズシーズ	代表理事
	飛田 協子	特定非営利活動法人 北播磨市民活動支援センター	理事・マネージャー
中播磨	※ 前川 裕司	認定特定非営利活動法人 コムサロン21	理事長
	佃 邦晴	姫路市市民活動・ボランティアサポートセンター	所長
	山崎 清治	特定非営利活動法人 生涯学習サポート兵庫	理事長
西播磨 県域	畑本 康介	特定非営利活動法人 ひと・まち・あーと	代表理事
	※ 野崎 隆一	ひょうご市民活動協議会 (HYOGON)	代表・運営委員

【災害救援・復興専門NPO等】

氏名	所属	職名
浅見 雅之	特定非営利活動法人 神戸まちづくり研究所	理事・事務局長
※ 渥美 公秀	特定非営利活動法人 日本災害救援ボランティアネットワーク	理事長
※ 頼政 良太	被災地NGO協働センター	代表
芳永 和之	人と防災未来センター	研究部長
石井 布紀子	チームひょうご	事務局
河田 のどか	特定非営利活動法人 さくらネット	

【行政・社協】

氏名	所属	職名
※ 福井 徹	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	地域支援部長
※ 久戸瀬 昭彦	兵庫県企画県民部県民生活局県民生活課	課長
※ 松久 士朗	兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課	課長
※ 小野山 正	兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課	課長
西山 茂夫	社会福祉法人兵庫県共同募金会	常務理事
※ 構 忠宏	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会	常務理事
※ 鬼本 英太郎	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 ひょうごボランティアプラザ	所長代理

【学識経験者】

氏名	所属	職名
○ ※ 室崎 益輝	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科	研究科長・教授

下線：新規委員

※：企画部会委員

○：支援団体連絡会議委員長、企画部会座長

災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議設置要綱

(目 的)

第1条 災害時における災害救援ボランティアが最大限の力を発揮できるよう、支援関係機関・団体が平時からの意見・情報交換、課題の検討等を行い、相互ネットワークを強化することによって、災害時においてそれぞれの持つ特性・資源・能力を活かした迅速かつ効果的な支援体制を構築するため「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置し、略称を「支援団体連絡会議」とする。

(取り組み内容)

第2条 連絡会議は、次の取り組みを行う。

- (1) 平時からの意見・情報交換、課題の検討等による相互ネットワークの強化
- (2) 兵庫県内で大規模災害が発生した場合の支援活動の連携に係る連絡・調整等
- (3) その他目的達成に必要な調査、研究、事業の実施等

(構 成)

第3条 連絡会議は、別表の委員をもって構成する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は兵庫県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）がこれを委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員の代理)

第6条 委員が都合により連絡会議に出席できない場合は、代理者の出席ができるものとする。

(臨時委員)

第7条 連絡会議で検討する内容により、会長が必要と認めた場合は、臨時委員を置くことができる。

(委員長)

第8条 連絡会議に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうち学識経験を有するものをひょうごボランティアプラザ所長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員長が連絡会議の職務に従事したときは、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会「学識経験を有する委員の謝金基準」(別に定めるところ)により、謝金及び旅費を支給する。

(分科会)

第9条 会長は、個別分野、個別課題に対して、柔軟かつ機動的に対応するため、連絡会議に分科会（以下「分科会」という。）を置くことができる。

(招 集)

第10条 連絡会議及び分科会は、必要の都度、事務局であるひょうごボランティアプラザの所長が招集する。

(委員の費用弁償)

第11条 委員が、連絡会議若しくは分科会に出席し又は職務を行うため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償の額は別に定める。

(事務局)

第12条 連絡会議の事務局は、ひょうごボランティアプラザに置く。

(補 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

ただし、第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行時における委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

2 改正後の費用弁償の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

〔実施機関：県企画県民部県民生活局、市町〕

第1 趣旨

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動の支援体制の整備について定める。

第2 内容

1 災害ボランティア活動の環境整備

(1) 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成

県は「災害ボランティア活動支援指針」を充実させるとともに、市町マニュアルのモデルを作成し、市町におけるマニュアル整備の促進を図ることとする。

また、市町はこれらを参考に、市町災害ボランティア活動支援マニュアル等を作成することとする。

(2) 受入体制の整備

県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。

- ① ボランティア団体等とのネットワークの構築
- ② 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援
- ③ 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

また、県、市町は、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努めることとする。

(3) ボランティア活動の支援拠点の整備

県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。

なお、県においては、県民ボランティア活動の全県の支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。

(ひょうごボランティアプラザ)

- ・開設 平成14年6月1日
- ・場所 神戸市中央区東川崎町1-1-3神戸クリスタル6階
- ・事業内容 交流・ネットワークの支援、情報の提供・相談、活動資金支援、人材育成、調査研究、災害ボランティアの支援

(4) 資機材等の確保等

県及び市町は、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備することとする。

また、県、市町は、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努めることとする。

(5) 災害ボランティア支援団体との平時からのネットワークづくり

ひょうごボランタリープラザは、災害救援NPOや災害ボランティア支援関係機関等を構成員とする「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」を設置し、平常時からの顔の見えるネットワークを強化することとする。

2 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 災害ボランティアの受入体制の整備

- ① 災害ボランティアの受入・紹介窓口（災害ボランティアセンター）の開設
- ② 上記窓口開設の主体（市町、第三者的な機関）の明確化
- ③ 上記窓口開設に際しての施設場所の提供、運営に際しての職員の派遣等の協力・連携

(2) 災害ボランティアの活動環境の整備

- ① 災害ボランティアに貸し出せる資機材の把握、災害時の円滑な使用許可・貸出等の迅速かつ柔軟な手続きの整備
- ② 災害ボランティアの受入れについて、平時から自主防災組織等住民との円滑な関係づくり

(3) 災害ボランティア等の確保

被災地域におけるボランティアニーズの把握と、災害ボランティア確保のための災害ボランティアセンター、各ボランティア団体への情報提供などの各種支援

(4) その他必要な事項

第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ

〔実施機関：県企画県民部県民生活局、市町〕

第1 趣旨

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合における災害ボランティアの派遣・受入れについて定める。

第2 内容

1 災害ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアの受入体制

- ① 県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、市町では受入・紹介窓口を、県では県社会福祉協議会が運営するひょうごボランティアプラザにその支援窓口を開設することとする。

(災害ボランティアの主な活動内容)

- ・災害情報、生活情報等の収集、伝達
 - ・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
 - ・救援物資、資機材の配分、輸送
 - ・軽易な応急・復旧作業
 - ・災害ボランティアの受入・紹介事務
- ② 県は、県災害対策本部でボランティア活動支援に係る総合調整を行うとともに、県民局・県民センター（地方本部）にも担当を設けることとする。また市町においても、市町災害対策本部に担当班等を設けることとする。
 - ③ 市町は、その実情に応じ、第三者的な機関（市町社会福祉協議会、日本赤十字社、平素から連携を図っているその他のボランティア団体等）と連携して、災害ボランティアの受入・紹介窓口となる災害ボランティアセンター等を開設することとする。
 - ④ 市町は、災害ボランティアセンター等をできるだけ市町庁舎内に設置し、相互に緊密な連携をとれるよう努めることとし、第三者的な機関との間で、施設・場所等の提供、職員の派遣等の協力・連携を図ることとする。

(2) 災害ボランティアの確保と調整

- ① 県、市町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。
- ② ひょうごボランティアプラザは、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県下の支援関係機関・団体からなる「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」、市町社会福祉協議会や、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等ボランティア団体等との連携などにより、市町災害ボランティアセンターの支援を行うこととする。
- ③ 県、ひょうごボランティアプラザは、必要に応じ、災害ボランティアの募集に係る広報、スーパーバイザー等の派遣、ボランティアバスの運行等の支援を行うこととする。

(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

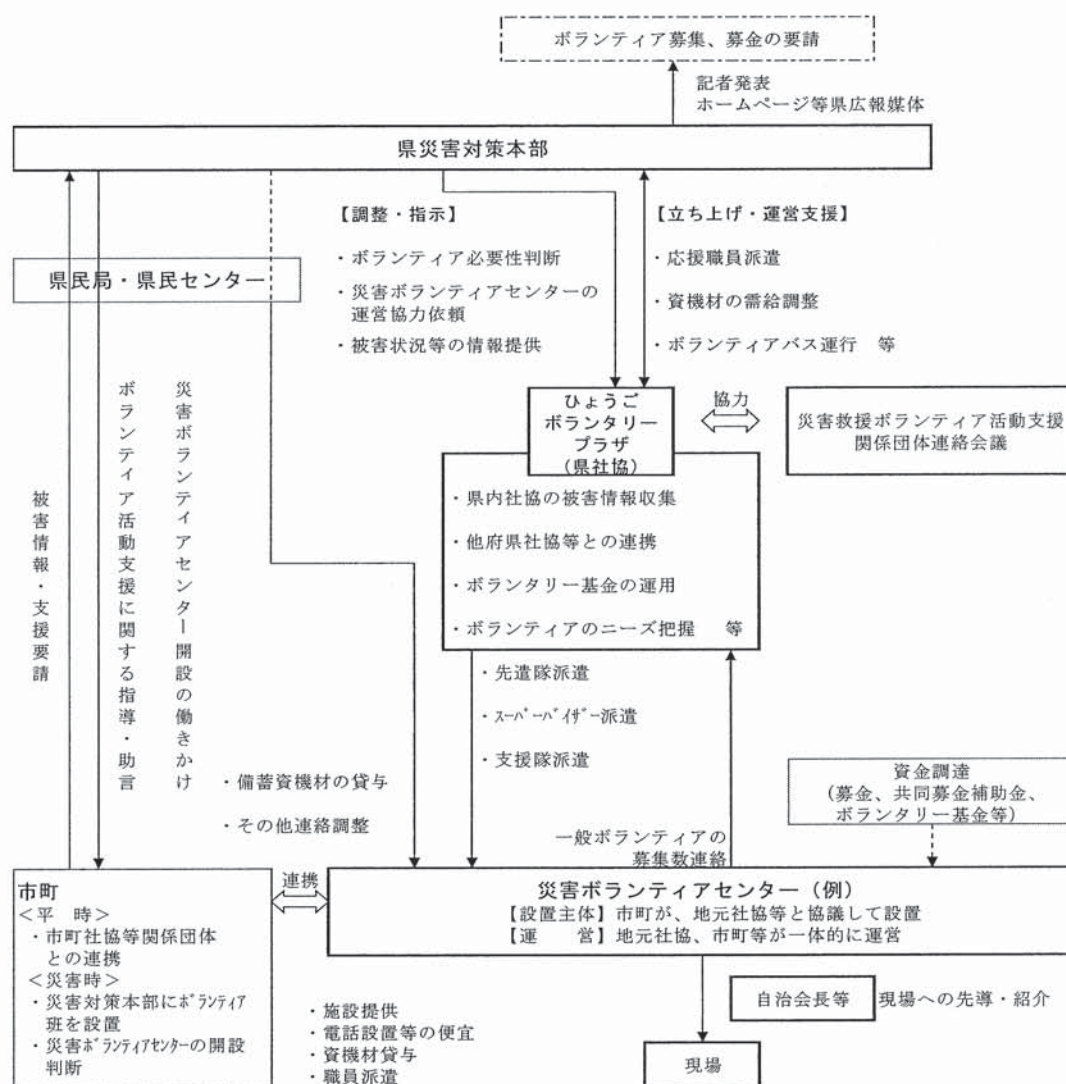
ボランティアの受入・紹介窓口、ボランティア団体、ボランティアコーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守するよう努めることとする。

- ① 被災地の住民・自治会のボランティア受入れについての意向に配慮すること。
- ② ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持った

うえで、救援活動に参加するよう周知すること。

- ③ ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにすること。
- ④ ボランティアに対し、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- ⑤ ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努めること。
- ⑥ ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- ⑦ 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。
- ⑧ 市町は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。

○ 災害ボランティア活動支援の基本スキーム



2 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害ボランティアの受入体制
- (2) 災害ボランティアの受入・紹介窓口の開設
- (3) その他必要な事項